

ビタミンM NO.43

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年12月号)

<今月のトピックス>

- ・マイナンバー制度導入に伴う雇用保険手続きの流れ
- ・年次有給休暇の買取りについて

マイナンバー制度導入に伴う雇用保険手続きの流れ ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

マイナンバー制度導入に伴い、平成28年1月1日以降の雇用保険関係の届出書類に個人番号を記載して、提出することになります。このため、事業主の皆様は、各従業員等からマイナンバーを提出してもらう必要があります。

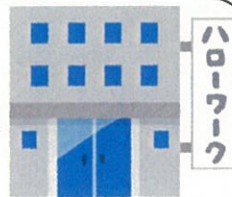
マイナンバー利用の流れ



マイナンバー
1234.....



- ・雇用保険被保険者資格取得、喪失届の作成
- ・雇用保険被保険者離職票の作成 等



主な雇用保険実務Q&A

NO	質問	回答
1	高年齢雇用継続給付等の2回目以降の申請に個人番号は必要ですか？	受給資格確認の際に必要で、2回目以降の申請には必要ありません。
2	従業員から個人番号の提出を拒否された場合、雇用保険手続きはどのような取扱いになりますか？	個人番号の記載がない場合でも受理します。ただし、個人番号の記載は事業主の義務ですので、ご理解とご協力をお願いします。
3	雇用保険関係の返し戻される書類には個人番号が記載されるのですか？	返し戻される書類には個人番号は記載されません。
4	平成28年1月以降も、個人番号の記載欄がない旧様式の使用は可能ですか？	旧様式も使用可能です。旧様式を使用した場合は、「個人番号登録・変更届出書」に別途個人番号を記載して提出する必要があります。
5	届出等の際には、個人番号確認のための添付書類が必要ですか？	必要ありません。
6	個人番号を記載した届出書類の保存年限はいつまでですか？	個人番号が記載された原本は、ハローワークに提出していただくものですので、事業主で写しを保管する義務はありません。
7	従業員の個人番号を誤って届出した場合、どのようにすればいいですか？	個人番号登録・変更届出書により訂正の届出をして下さい。

年次有給休暇の買取りについて

年次有給休暇を買取ることができる
と聞いたのですが、可能なのでしょうか？



①

年次有給休暇とは、従業員が仕事を離れ、心身を休めてリフレッシュする目的で、本人の自由意志に基づいて使用されるべきものですので、原則、買取することはできません。



②

従業員の中から、仕事が忙しくて休めないため一定日数分を買取ってほしいと言われているのですが、本人の希望があっても法的に禁止されているのでしょうか？



③

例えば本人の希望(同意)があっても、年次有給休暇の買取りは法的に禁止されています。例外的に認められるものとして、
①未消化分の年次有給休暇が時効(2年)で消滅してしまう場合
②定年等の退職日までに年次有給休暇を消化できない場合があります。



④

なるほど。では、この2つのケースに該当し本人が希望した場合は、買取りしないといけないということですか？



⑤

この2つのケースに該当する場合でも、未消化分の年次有給休暇を事業所は買取る必要はありませんので、従業員の希望に応じて買上げなくても、問題はありません。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健
執筆担当者：社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.11.20
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG